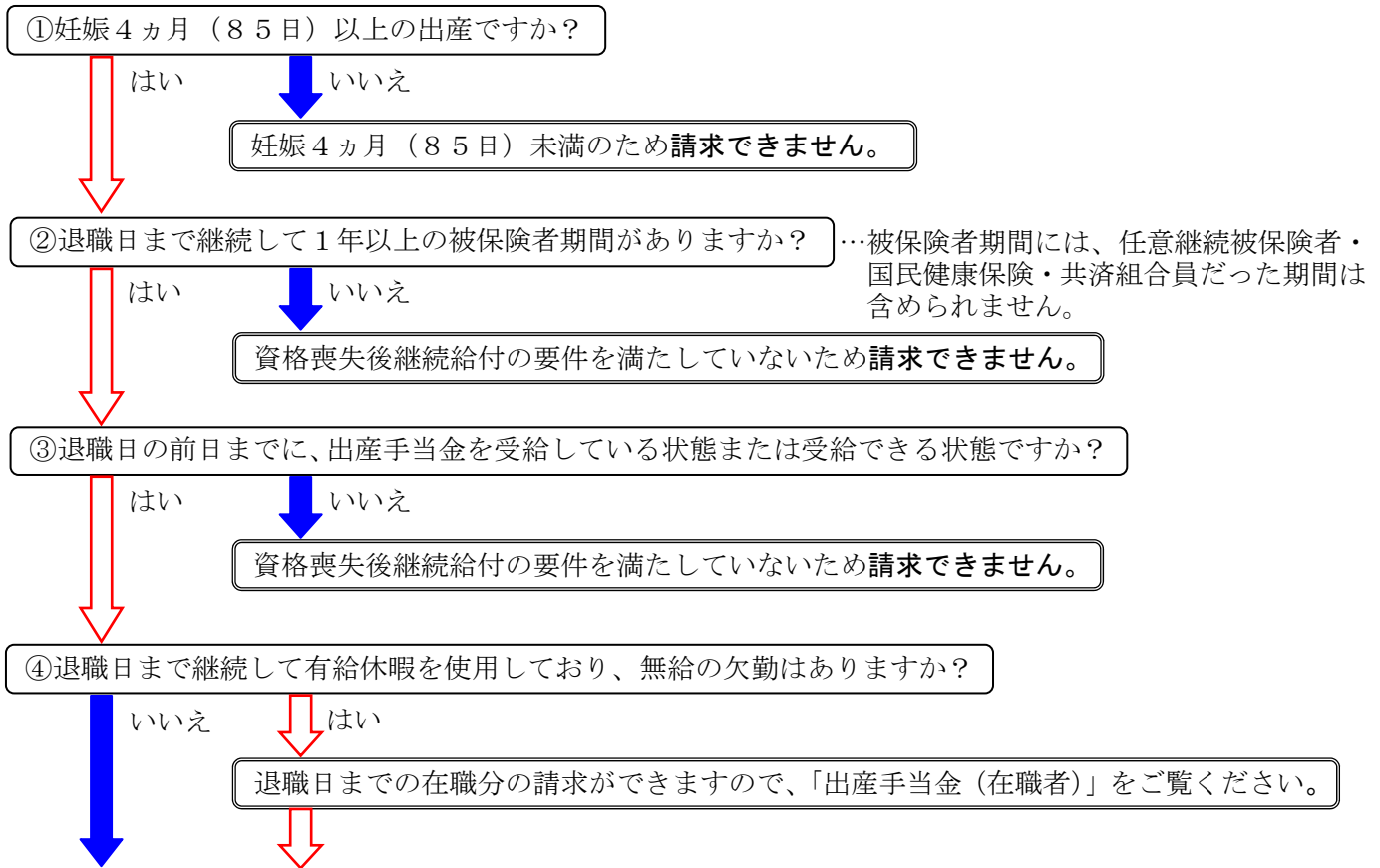


1. フローチャート

出産手当金（任意継続被保険者・資格喪失者）



出産手当金を請求できます。

当組合から下記書類のうち必要書類を受け取っていただき、必要事項をご記入のうえ、下記提出先へご提出ください。

【当組合から受け取る書類】

書類名	対象者	備考
喪失 出産手当金請求書	請求される方全員	出産予定日・出産日・出産児数について、医師の証明が必要です。 ただし、在職時に既に証明済みの書類を提出されている場合は証明がなくてもかまいません。

【会社または当組合へ提出する書類】

上記書類をご提出ください。なお、状況により追加書類の提出をお願いすることがあります。

<提出先>

- ◆在職分の請求ができる方は、在職分の請求と併せて、在職時の勤務先の健康保険担当課へご提出ください。
- ◆在職分の請求がない方は、当組合へご提出ください。

原則、毎月5日までに提出された書類を基に当組合で内容を審査し、支給可否決定をします。支給決定の場合は決定額通知書（ハガキ）でお知らせのうえ、同月18日に支給いたします。なお、提出された書類の内容により、医療機関への照会等調査を行うため、支給可否決定までお時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

2. よくある質問（Q&A） 出産手当金（任意継続被保険者・資格喪失者）

Q 1. どのようなときに資格喪失後の出産手当金は受給できますか。

- A 1. ①出産予定日から起算して、産前休暇開始日（42日前）が退職日以前である
②資格喪失日の前日（＝退職日）まで継続して1年以上被保険者資格がある
③退職日に出勤していない

という条件のすべてを満たせば、資格喪失後の継続給付も受けられます。

なお、出産予定日から起算すると産前休暇開始日が資格喪失日以降となる方であっても、実際の出産が予定日より早まった場合は、産前休暇期間は出産日から起算するため産前開始日が早まり、出産手当金を受給できる場合があります。

Q 2. 「退職日まで継続して1年以上被保険者期間がある」というのはどういう意味ですか。

- A 2. 「退職日から過去に1年間遡ったときに、1日も間が空かずに健康保険の被保険者であった」という意味になります。この場合の「健康保険」とは、西南健保に限らず、他の健保組合、協会けんぽ（全国健康保険協会）を含みます。出向などにより西南健保内で会社が変わっても1日も間が空いていない場合や、前職から1日も空かずに西南健保加入事業所に転職した場合などがこれに当たります。

ただし、これらの健康保険であっても、任意継続被保険者や被扶養者であった場合は対象になりません。公務員などの共済組合、国民健康保険、生活保護、無保険だった場合も期間に算入できません。

Q 3. 退職日まで有給休暇を取得していた場合、在職期間中分の出産手当金請求書の提出も必要となるのでしょうか。

- A 3. 必要ありません。

“1. ○月○日まで勤務し、退職日まで有給休暇を取得していた“に○をつけてご記入のうえ、喪失後の請求書のみご提出ください。

Q 4. 医師の証明は、在職期間中、資格喪失後それぞれの出産手当金請求書にもらう必要がありますか。

- A 4. 在職期間中、資格喪失後のいずれか一方で結構です。

ただし、在職期間中の請求書に医師の証明がなく、資格喪失後の請求書に医師の証明をいただいた場合は、在職期間中の出産手当金の支払いは資格喪失後の出産手当金と同時にあります。

Q 5. 出産手当金の支給金額はどのように計算されるのですか。

- A 5. 1日につき、会社在职中に受給していた出産手当金と同じ金額が支給されます。